

第4次 名張市地域福祉活動計画

令和2(2020)年度～令和6(2024)年度



社会福祉法人
名張市社会福祉協議会

計画策定の背景と目的

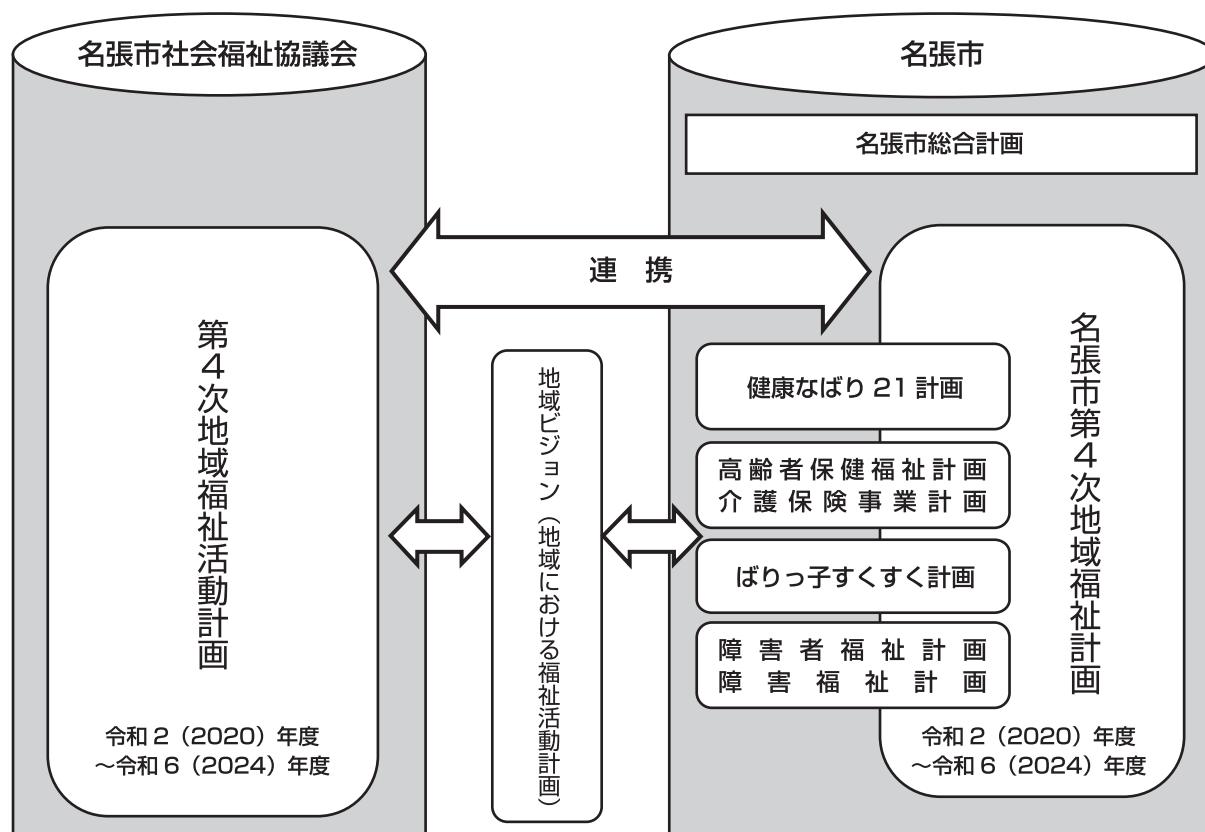
少子高齢化や核家族化、生活スタイルの多様化により、人と人との関係性の希薄化、家族機能や地域福祉力の低下が社会問題化され、さらに近年は様々な問題が絡み合い、社会的孤立や貧困、地域からの排除など支援が必要な人に十分に対応しきれない状況となっています。

名張市においては、平成28(2016)年11月に地域共生社会の実現に向けて、「地域福祉教育総合支援システム」をスタートさせ、横断的な支援体制を構築するとともに、エリアディレクター(相談支援包括化推進員)を配置し、縦割りの関係機関から一步踏み出した支援を展開し、複合的な課題や狭間の課題解決に向け分野を越えた支援体制の整備に取り組んでいます。

名張市社会福祉協議会では、このような背景を踏まえ、令和元(2019)年度をもって第3次地域福祉活動計画の最終年度となることから、国の施策や福祉の潮流に沿いつつ、住民、地域づくり組織、民生委員・児童委員、社会福祉活動団体、学識経験者、行政等が参加協力し、「誰もが 住み慣れたまちで 安心して 自分らしく 暮らせる 福祉のまちづくり」を実現するために、第4次地域福祉活動計画を策定しました。

計画の位置づけ

地域福祉活動計画は、名張市の地域福祉を推進していくための理念である『ともに生き ともに創る 心ふれあう幸せのまち 名張』の実現に向けて、行政計画である「名張市地域福祉計画」と連携し、地域住民の視点で地域福祉を推進していくための活動の方向を示したものです。



計画の基本理念、基本目標と3つの重点事業

誰もが 住み慣れたまちで 安心して 自分らしく 暮らせる 福祉のまちづくり

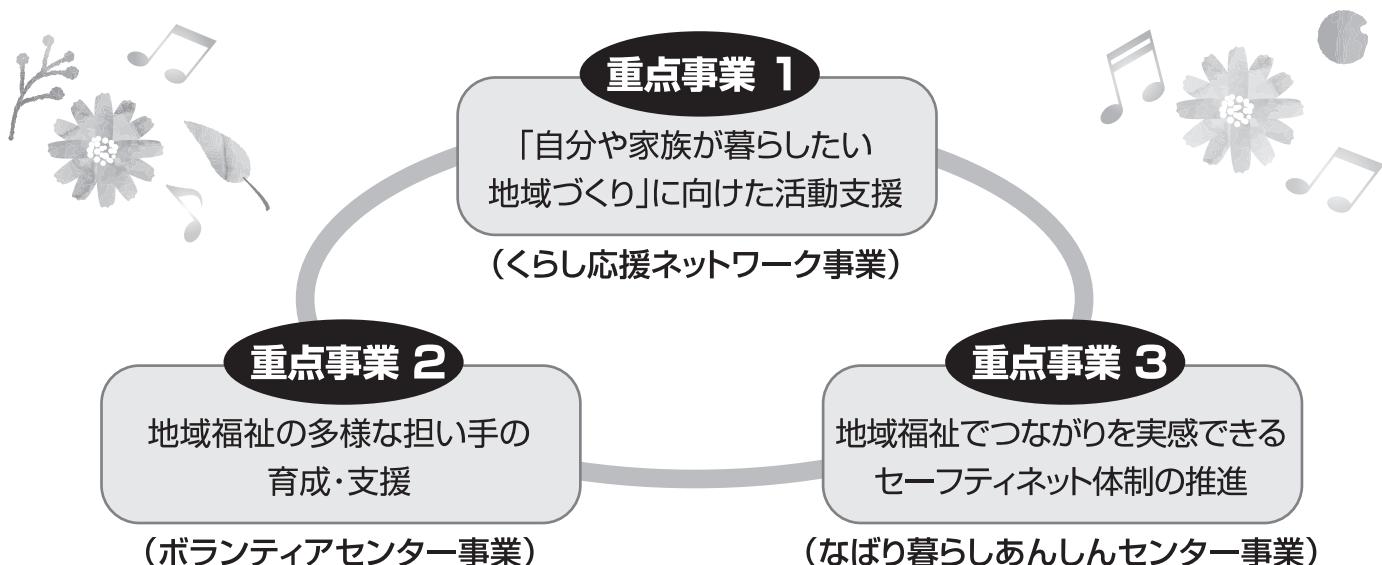
だれもが	暮らすすべての人が(でも一人ひとりを大切に)
すみなれたまちで	生まれ育った人はもちろんのこと、移り住んだり、呼び寄せられた人にとっても
あんしんして	身近な人などだれかとの“つながり”を感じながら
じぶんらしく	だれかに認められ、自分の意思が尊重され
くらせる	役割や生きがいを持って生活を営む

この基本理念は、名張市社協が一貫して目指す組織理念であり、誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らし続けることを願って、これまでの取組をさらに充実・発展させるため、住民、関係団体、福祉関係事業者、行政、社会福祉協議会等、多様な主体によるネットワークの力で様々な具体的な施策や事業を通して、住民・当事者が主体となる「福祉のまちづくり」をみんなで進めることができる地域社会の実現を目指すものです。

●基本目標と3つの重点事業

第3次地域福祉活動計画での実践を踏まえ、課題や方向性を整理し、前回の基本目標『ともに支えあう暮らしやすい地域づくり』を発展させ、『ともに生きる豊かな“なばり”をめざして』を目標に、以下の3つの重点事業に取組みます。

基本目標 **ともに生きる豊かな“なばり”をめざして**



重点事業を実現するための推進項目

重点事業 1 「自分や家族が暮らしたい地域づくり」に向けた活動支援 (くらし応援ネットワーク事業)

推進項目 1 身近な福祉課題の解決に向けた取組

急速な高齢化や地域での人と人とのつながりの希薄化などにより、解決が難しい個別の課題が地域に生まれ、様々な福祉課題を抱える人が増加しています。昔からお互いの顔が見えやすい地域もあれば、新興住宅で、これから住民同士のつながりを築こうとする地域もあります。地域担当職員が関係機関と連携し、福祉課題の解決に向けた取組を支援します。

- ・地域の課題解決に向けた取組支援
- ・地域づくり組織の福祉部会等への活動支援
- ・子どもが地域で安心して過せる居場所(拠点)づくり支援



推進項目 2 身近な地域で支えあう暮らし支援の取組

健康で体力のあるうちは、日々の暮らしに不便を感じることはありません。しかし、年を重ねることで、買い物、病院受診、食事の準備、ごみ出し等、普通にできていたことが難しくなります。個人や地域でのニーズの違いはありますが、身近な地域で、普段の暮らしを支えあう仕組みづくりを進めます。

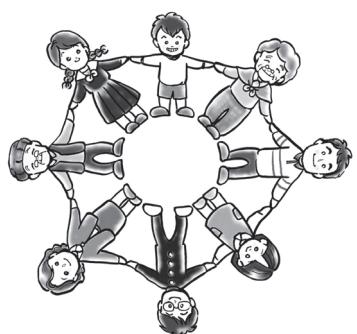
- ・地域ささえあい活動団体等への支援強化
- ・安心して暮らすための見守り体制の強化



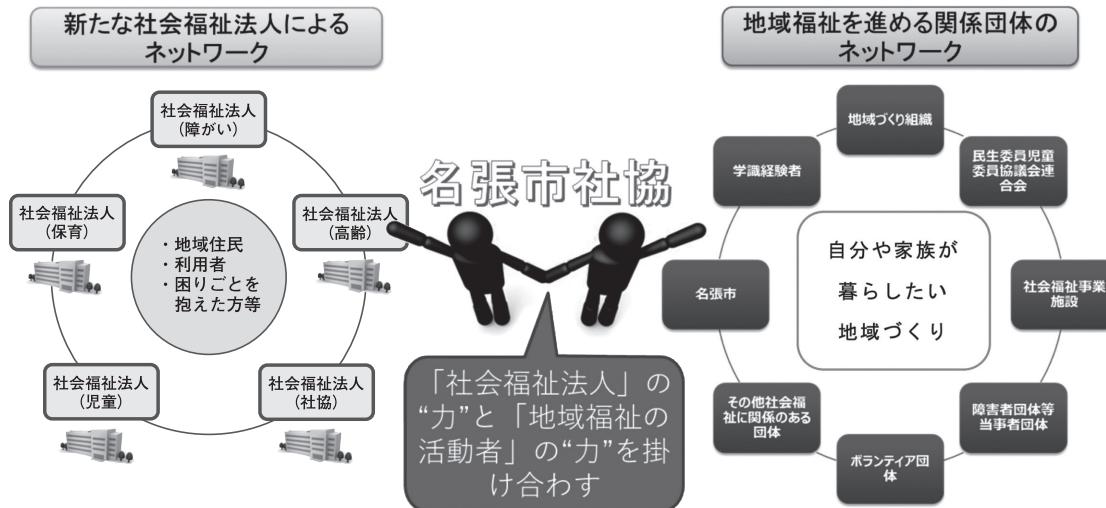
推進項目 3 社会福祉法人が協働で取り組む公益的な事業の推進

地域における公益的な事業に関する情報交換や住民と社会福祉法人が協働する取組を進めるため「名張市社会福祉法人連絡会」を設置しています。今後は市内の社会福祉法人の加入促進を図るとともに社会福祉法人が中心となって、それぞれの組織が有する資源を活用し、地域の福祉課題に連携して取り組むための調査及び研究を進めます。一法人では解決が難しい地域の課題について、複数の法人、または地域の方々と協力し合うことで、課題解決につなげていくことを目指します。

- ・社会福祉法人間における情報交換と連携の強化



ぐらし応援ネットワーク事業



●「制度の狭間の課題」や「複合的な課題」には、声なき声を汲み上げ、新たな支援を創造して取り組む。

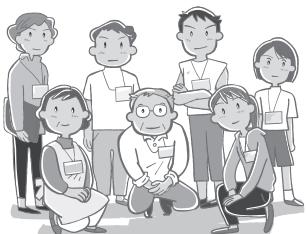
●名張市地域福祉教育総合支援システムを活用して関係者によるプラットホームをつくり、支援やサービスを創造していくことを目指す。

重点事業 2

地域福祉の多様な担い手の育成・支援 (ボランティアセンター事業)

推進項目 1 多様な担い手を確保・支援する取組

地域福祉活動団体やボランティアグループ等の活動に参加するきっかけとなる養成講座の開催やボランティアの活動状況を発信する場をつくるとともに、家庭・学校・地域において生活課題や福祉課題の解決に向けた地域福祉教育を推進し、次代を担う福祉人材の育成を進めます。また、ボランティアセンターの相談機能を強化し、地域や個人からのあらゆる相談を受け止め、支援につなげる体制づくりに取り組みます。



- ・“わかりやすい・楽しめる”ボランティア養成講座の開催
- ・地域福祉活動の中心的な役割を担うキーパーソンのための研修企画・実施
- ・活動者を対象としたスキルアップ研修、交流会の実施
- ・福祉教育の充実と推進
- ・地域福祉活動実践の発表やボランティア活動の場づくり

推進項目 2 多様な担い手の連携・調整機能の強化

現在の地域福祉活動を継続させ、発展させるには、その担い手の連携・調整機能を強化していく必要があります。地域で活動する団体やボランティアの活動が多様なニーズに対応出来るよう各種連絡会の開催や活動財源の確保に努めます。



- ・地域の助け合い活動の拡充支援
- ・地域福祉活動を行う団体などへの助成・支援
- ・共同募金運動と地域福祉推進強化のための配分の在り方の検討

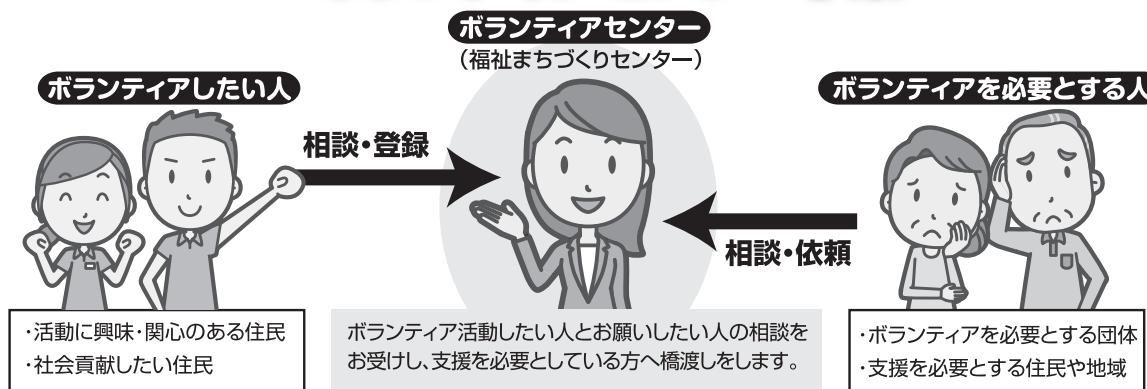
推進項目 3 平常時から災害に強いまちづくりの推進

災害は、平常時からの備えが重要であるとともに、発災時には緊急的な対応と支援が求められます。とりわけ高齢者や障がい者、子育て世帯や外国人など災害時に特に支援が必要となる方のニーズに対応出来るように関係機関とのネットワーク体制の構築や地域全体で見守り、支援していく体制を強化していくとともに、災害ボランティアへの対応に関する訓練を実施します。

- ・災害時の協力体制の構築
- ・災害ボランティアセンターの運営
- ・「抜け・漏れ・落ち」のない支援にむけた受援体制づくり



ボランティアセンター事業



重点事業 3 地域福祉でつながりを実感できるセーフティネット体制の推進 (なばり暮らしあんしんセンター事業)

推進項目 1 相談支援体制の強化の取組

社会的に孤立しているために、失業や病気等で困窮状態に至ってしまう危険性がある人に対し、早期に、かつ、予防的な対応を行うための相談支援体制の強化に取り組みます。



- ・名張市地域福祉教育総合支援システムにおけるエリアディレクターとの連携による生活困窮者等の早期発見、初期対応の強化
- ・生活困窮者自立支援事業と権利擁護事業等との一体的実施によるセーフティネット体制の推進強化

推進項目 2 住民等と進める個別支援の取組

制度の狭間等で、必要な支援に結びついていない人を住民の気付きを生かして早期に発見し、専門職による支援につなげ、住民とともに、その人らしい居場所と役割を見出して、暮らしていくように理解者、協力者の拡充に取り組みます。



- ・「なばり暮らしあんしんセンター」事業の普及啓発の推進による理解者・支援者の増強
- ・就労支援(就労体験・就労準備支援事業)を通じた協力事業所の拡充

推進項目 3 地域で進める権利擁護の取組

判断能力が不十分なことにより、自分らしい生活を送る上で大切なことを決めたり、主張したり、実現することが出来ない高齢者や障がい者の権利が守られるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用者がメリットを実感出来る体制を整備します。

- ・法人後見受任体制の拡充・強化
- ・市民後見人(福祉後見人)へのリレー方式を目指した生活支援員、法人後見支援員の養成



なばり暮らしあんしんセンター事業

暮らしの困り事の包括的な相談に応じ、必要な支援につなげる相談支援員 (インテークワーカー)

自立相談支援事業

生活困窮者等に関する支援

【個人】

- 訪問支援等(アウトリーチ)を含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談により、情報とサービスの拠点として機能
- 一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(自立支援計画)を作成

【地域】

- 地域ネットワークの強化・社会支援の開発など地域づくりも担う

断らない相談支援

- 制度にとらわれない、断らない相談支援を行う

権利擁護に関する支援

- 判断能力が不十分な人の権利を擁護する支援
- 必要に応じて日常生活自立支援事業や成年後見制度へのつなぎを行う

本人のニーズに応じた支援

就労準備支援事業

- 就労に向けた準備が必要な者に対して、一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練を実施する事業

家計改善支援事業

- 家計から生活再建を考える者に対して、家計の状況を「見える化」し、利用者の家計管理の意欲を引く出す相談支援(貸付の斡旋等を含む)

被保護者就労支援事業

- 生活保護受給者のうち、就労阻害要因のない稼働年齢層の者で未就労者や稼働能力の活用が不十分な者に対し、求人開拓、キャリアカウンセリング、就労支援セミナーの開催など就労を支援する事業

被保護者就労準備支援事業

- 生活保護受給者のうち、就労阻害要因のないものの、就労意欲や生活能力が低いなど就労に向けた課題を抱える者に対し、日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練を実施する事業

福祉資金貸付事業

- 低所得者世帯などに対して、低利または無利子で貸付と必要な援助指導を実施する事業
- 経済的自立と生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進

日常生活自立支援事業

- 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な者の福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類などの預かりサービスの支援を実施する事業

法人後見事業

- 判断能力が不十分な人の権利を擁護する活動、支援
- 名張市に住所を有し、他に適切な後見人等を得られない者に対し、社協が成年後見人等になって実施する事業

計画の進行管理

○「名張市地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、計画の進捗状況の確認及び評価を行うとともに、社会情勢、経営環境の変化等、必要に応じて見直します。

第4次 名張市地域福祉活動計画

令和2年(2020年)3月

編集・発行 社会福祉法人 名張市社会福祉協議会

〒518-0718 三重県名張市丸之内79番地

電話:0595-63-1111 FAX:0595-64-3349

URL:<http://www.nabarishakyo.jp/>

E-mail:info@nabarishakyo.jp

※これは概要版です。本冊子(計画の全文)は本会ホームページに掲載しています。